

給付年金コーナー

年金を受けている方が亡くなったとき

年金を受けている方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、「受給権者死亡届（報告書）」の提出が必要です。

なお、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、「受給権者死亡届（報告書）」を省略できます。

また、年金を受けている方が亡くなったときにまだ受けとってない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受けとることができます。

未支給年金を受けとれる順位

- (1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹
(7) その他 (1) ~ (6) 以外の3親等内の親族

※亡くなった方に一定の条件が当てはまる遺族が居る場合、遺族年金等を受けとることができます。

詳しい内容については日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>)をご覧ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

国民健康保険税の滞納が続くと特別療養費の対象となる場合があります！

国民健康保険税を1年以上滞納すると特別療養費の対象となることがあります。

【特別療養費とは】

特別療養費は、医療機関での医療費を一時的に全額（10割）負担いただくこととなりますが、その後に役場町民課へ領収書を持参し、申請を行うことで保険給付分を受け取ることができる制度です。

一時的であっても、医療費の全額負担は重いものです。そのため、特別な事情があり国民健康保険税を納付できないときは、早めに税務会計課へご相談ください。

問合せ 税務会計課 管理担当 ☎66・3111 内線116

介護保険料「納入通知書」「特別徴収開始通知書」発送のお知らせ

65歳以上の方のうち、納付書で介護保険料を納付していただく方へ、令和8年度分の納入通知書を発送します。

また、年金からの天引きにより介護保険料を納付していただく方には、令和8年度分の特別徴収開始通知書を7月下旬に発送する予定です。

介護保険制度は助け合いの制度です。被保険者の皆さんにご負担いただく介護保険料は、制度運営の大切な役割を担っています。介護保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

■納付書による納付（普通徴収）

年金額が年額18万円未満の方や、老齢福祉年金を受給している方が対象です。

■年金からの天引き（特別徴収）

年額18万円以上の老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金を受給している方が対象です。

問合せ 福祉介護課 介護包括ケア担当 ☎66・3111 内線143

7月の納期

●固定資産税（第2期分）

●介護保険料
■普通徴収（第1期分）

●国民健康保険税
■普通徴収（第1期分）

●後期高齢者医療保険料
■普通徴収（第1期分）

※納期限は7月31日(金)です。口座振替の場合は7月27日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111 固定資産税 税務会計課 課税担当 内線113
国民健康保険税 税務会計課 課税担当 内線112
介護保険料 福祉介護課 介護包括ケア担当 内線143
後期高齢者医療保険料 町民課 給付担当 内線123